

「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度 国分寺市立第一中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

「学校いじめ防止基本方針」は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されています。

1. いじめの基本的な考え方

(1)いじめとは

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条で、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

また、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行うことが示されています。(文部科学省)

(2)いじめについての基本認識

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、これを放置することなく、適切に且つ速やかに解決するための対策を組織的に行います。その実現に向け、以下を全教職員が共通に理解し、生徒の実態に応じた取り組みを行い、教育委員会や関係諸機関と連携を図りながら「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行います。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの社会にも起こりうるものです。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
- ③ いじめは、大人の気付きににくいところで行われることが多く、発見されにくいものです。
- ④ いじめる生徒に対して「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させます。
- ⑤ いじめられている生徒を徹底して守り通し、いじめにより被る不利益がないようにします。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っています。
- ⑦ いじめは、その内容によっては暴行、恐喝、強要等の刑事事件として扱われることがあります。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方と大きな関りがあります。
- ⑨ いじめは、教師が人としての手本を示し、きちんと指導しているかどうか問われます。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

2. いじめの防止

(1) いじめを生まない学級と授業

○学校で起きるいじめの多くは、「授業中なんとなくざわざわしている」という状態の学級から発生します。

そこで、学校は規律があり、生徒一人一人が大切にされ、分かる授業を行うことが重要です。

○そのために、教師の研ぎ澄まされた人権感覚を基盤に、指導技術を高め、より良い生徒集団(学年、学級、部活動等)作りと、生徒にとって居心地の良いクラス経営を行っていくことが、いじめ防止の鍵となります。

(2) 教師の人権感覚を高める

○教師の人権感覚とは

学校生活の中で、生徒による人権上問題のある言動を目にしたとき、「それはまずい」と思う感性があり、そのような言動を行った生徒に対して、その場で注意・指導できる姿勢のことです。

○教師の人権感覚と生徒の人格形成

生徒は、日ごろの教師の言葉遣いや態度から人間としての生き方を学んでいます。したがって、教師の人権感覚は、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすことを自覚していかなければなりません。

○生徒を呼ぶとき、通常は「さん」や「くん」を付けて呼ぶこととします。

(3) 教師の指導技術

○教師は、いくら高い人格意識をもっているとしても、教師としての専門技術を発揮できなければ、生徒は落ち着かなくなり、いじめを生み出す原因となってしまいます。ここで言う指導技術とは、以下の3点です。我々は常のその向上に努めます。

- ① 生徒をきちんと掌握し、難しいことを分かりやすく教え、やる気を引き出す学習指導力
- ② 生徒の人格を尊重しながら、行為については時に厳しく常に公平に、あるべき姿へと導く生活指導力
- ③ 目標を示し、生徒に役割を与え、その中で一人一人の生徒の良さを引き出す集団指導力

(4) 生徒の人権感覚を育む道德教育の重要性

生徒の人権感覚を育てるには、家庭と学校が連携していくことが大切です。基本は家庭教育ですが、学校教育では、計画的に人権感覚を育む必要があります。

○人としてより良く生きるための道德教育

道德の授業をはじめとする道德教育によって、人としての「気高さ」、「心遣い」、「やさしさ」に触れ、生徒一人一人が自律心と自己有用感をもって生きていくことができるよう支えます。

○東京都人権施策推進指針(平成27年8月)に示す人権課題である、「女性」、「子供」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」等について、年間を通して取り上げ、人権意識の向上に努めます。

(特にここ数年においては、新型コロナウイルスによる本人又は家族の感染、濃厚接触など配慮を要する課題についても、先入観や差別のない言動を取れるよう注意を喚起します。)

3. いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、いじめという行為を許さない学校づくりを進めます。そのために、我々教師は、生徒が発する小さなサインを見逃さないようにし、生徒の表面的な行動に惑わされることなく、言動の変化に注意して敏感に違和感を察知しなければなりません。また、これらのサインは、家庭で現れることもあり、家庭と学校との連携が重要になります。

(1)いじめ発見のための点検項目

【表情】

- ・笑顔がなく沈んでいる
- ・ぼんやりとしていることが多い
- ・視線をそらし、合わせようとしない
- ・周囲を気にしておどおどしている
- ・感情の起伏が激しくなる

【身体・服装】

- ・体に原因不明の傷やあざがある
- ・怪我の原因を曖昧にする
- ・登校時に体の不調を訴える
- ・衣服が汚れていたり破れていたりする
- ・衣服に靴の足跡が付いている

【持ち物・金銭】

- ・鞆や靴などが隠される
- ・ノートや教科書に落書きがある
- ・机や椅子に落書きがある
- ・作品、展示物、写真にいたずらをされる
- ・必要以上のお金を持っている

【言葉・行動】

- ・口数が少なくなり一人である
- ・登校渋りや忘れ物が増える
- ・職員室や保健室の近くにいる
- ・人の嫌がる仕事をしている
- ・携帯電話の着信音に敏感になる

【交友関係】

- ・不快に思う呼ばれ方をしている
- ・グループ活動に入れない
- ・特定のグループと行動を共にする
- ・遊びの中で嫌な役回りをさせられる
- ・よく友人トラブルが起こる

【教師、保護者との関係】

- ・教師と目線を合わせない
- ・教師との会話を避けるようになる
- ・家庭の中の会話が減る
- ・親の問いかけに、「別に」と答える
- ・食欲がなくなる ・眠れなくなる

(2)いじめの発見経路

①4つの発見経路

- ・本人の訴え
- ・教師等による発見(学級担任、教科担任、顧問、養護教諭、事務職員等)
- ・他者からの情報提供(生徒、保護者、地域、関係機関等)
- ・積極的な発見努力(生徒対象アンケート、三者面談、学校評価等)

②いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する調査を次の通り実施します。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回(6月、11月、2月)
- ・学級担任による生徒からの聞きとり調査 年3回(6月、11月、2月)
- ・面談による保護者からの聞きとり調査 年1～2回(7月、12月)
- ・学校評価による保護者からの聞きとり調査 年1回(11月)

(3)早期発見のための手立て

①日々の生徒観察 ～生徒がいるところには教師がいる～

授業と授業の間の10分間、昼休み、放課後の清掃活動等に、生徒たちの様子に目を配ります。「生徒がいるところに教職員がいる」ということが、いじめの早期発見に効果があります。

②観察の視点 ～集団の中の人間関係を把握する～

学年や学級の中にどのような集団(生徒のグループ)があり、その集団の中の人間関係がどうであるかを把握します。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合には、まずい点を理解させ、適切な関係を築けるように指導します。

③教育相談の充実 ～気軽に相談できる雰囲気作り～

日常の学校生活の中で教員の声掛けなど、生徒たちが気軽に相談できる体制を整えていきます。また、スクールカウンセラーや養護教諭が窓口になることもあります。

④いじめ実態調査の実施

国分寺市教育委員会と連携し、いじめ実態調査を学期ごとに実施します。アンケートで寄せられた内容については、記名のある全ての生徒に聞き取り確認を実施し、実態を把握し、すぐに指導に移れるように情報を整えます。ただし、この調査はあくまでも発見のための手立ての一つであると認識し、上記の①～③を丁寧に遂行します。

(4)相談しやすい環境の整備

生徒たちが、教師や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気のいることです。いじめている側から「告げ口した」と言われて、いじめが助長されたり、新たないじめの標的になる可能性もあります。また、そのような結果になってしまえば、教師への不信感が募り、よりいじめの発見が困難になります。

①本人からの訴えには

○教師は、「よく言ってくれたね、全力で守るよ」という姿勢を貫きます。保健室や相談室など、一時的に危険を回避する時間や場所を確保し、本人の気持ちを第一に考えながら、物理的に安全の確保を行います。

○疑いをもつことなく、事実関係の把握を無理なく急ぐことなく、本人の気持ちを丁寧に傾聴します。

②周囲の生徒からの訴えには

○いじめを訴えてくれたことにより、その生徒が新たないじめの標的にならないよう、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を用意して、訴えをしっかりと受け止めます。

○訴えてくれた勇気を讃え、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

③保護者からの訴えには

○本人からの訴えと同様、「お子様を全力で守り抜きます」という姿勢を示し、今後の具体的な方向性を提示します。その上で保護者の訴えや気持ちを丁寧に傾聴します。

○「お子さんにも原因がある」という考え方や言い方は絶対にしません。

○保護者の訴えに関して、事実関係の確認も含めて具体的な対応方法を示し、理解を得たうえですぐに行動に移していきます。

○保護者がいじめに気づいた時には即座に学校に連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を構築できるよう努めます。

○信頼は問題が起こっていない時にこそ築くことができます。日ごろから生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子についても連絡します。

(5)「stopいじめ！国分寺五カ条」を具現化する

平成 25 年度国分寺市いじめ防止児童会・生徒会フォーラムで採択された、「stopいじめ！国分寺五カ条」の理念が、学校の中で生徒一人一人の勇気ある行動に結び付くように、生徒会活動の充実に努めます。

第一条 ふだんから、自分がされていやなことはしない

第二条 いじめを見つけたら、勇気をもって注意しよう

第三条 困っている人がいたら、手を差し伸べよう

第四条 みんなで誘いあって、仲良くしよう

第五条 明るいあいさつやあたたかい言葉で、友達の輪を広げよう

4. いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなくすぐに対応します。その際、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行います。教師が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会を招集して組織的に対応します。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、該当生徒を継続的に見守る必要があると考えます。

〔1〕いじめ発生時の基本的な対応の流れ〕

①いじめ情報の入手	・いじめ対策委員会を招集する ・いじめられた生徒を守る体制をつくる →登下校、休み時間、清掃時、放課後など
②正確な事実確認	・被害者、加害者、周囲の生徒に聞き取りを行う ・個別に、同時間帯に、他の生徒の目に触れないよう配慮する ・聞き取り情報をもとに、客観的事実を把握する ・ひとつの事象、視点にとらわれず、いじめの全体像を把握する
③指導体制、方針の決定	・国分寺市教育委員会に報告する ・被害生徒を保護、支援するとともに、加害生徒の指導方針を決定する ・双方の保護者へ連絡し、立会について確認する ・緊急性、重要性、犯罪行為の有無に応じて、小金井警察署をはじめとする関係機関との連携について検討する ・その他、必要な事案について確認、検討する
④生徒への支援・指導	・被害生徒に対する支援を行う ・加害生徒に対する指導を行う
⑤保護者との連携	・双方の保護者へ事実と今後の方針を伝える ・生徒の謝罪と誓約の場に立ち会うよう要請する ・双方の保護者同士の連携の必要性を伝える ・状況に応じて、被害届の提出、損害賠償の請求の意思確認を行う
⑥事後の対応	・継続的な見守りと支援を行う ・学級、学年、学校など全体への指導を行う

〔2〕事実の確認事項

いじめの訴えに対しては、訴えてくれた人の気持ちを大切にしながら、以下の状態を把握します。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ①誰が、誰をいじめているのか | 【加害者と被害者の確認】 |
| ②いつ、どこで起こったのか | 【時間と場所の確認】 |
| ③どのような内容で、どのような被害にあったのか | 【内容と被害】 |
| ④いじめのきっかけは何か | 【背景と要因】 |

⑤いつごろから、どれくらい続いているのか

【期間と頻度】

(3)犯罪行為の有無と程度の確認

いじめの内容によっては、法律(刑法等)にふれるものもあります。いじめられている生徒を守り通す姿勢を貫くためには、いじめの行為は「犯罪行為」につながる可能性もあることを、いじめた生徒・保護者に対して伝え、毅然とした対応を取ります。

- ①冷やかしの、からかい、悪口、脅し文句・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②ぶつけられる、叩かれる、蹴られる、怪我をさせられる・・・暴行、傷害
- ③お金や物を要求される・・・恐喝
- ④お金や物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損
- ⑤嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強制される・・・強要
- ⑥性的に嫌なことをされる・・・強制わいせつ
- ⑦パソコンや携帯電話(スマートフォン)で嫌なことを広められる・・・名誉毀損

(4)いじめられた生徒(被害生徒)・保護者への対応

①生徒に対して

- 事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝えます。
- 解決までの道筋を示し、安心感を与えます。
- その生徒にとって信頼できる教師、友人、家族と連携し支える体制をつくります。
- 「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにします。

②保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝えます。
- 学校の指導体制を伝え、今後の方針について確認し合います。
- 保護者の不安、怒り、辛い気持ちを共感的に受け止めます。
- 犯罪被害を受けた場合は、警察などの関係機関との連携について話し合います。
- いじめた生徒及びその保護者による謝罪と誓約の会の開催について確認し合います。

※「お子さんにも原因がある」という考え方や言い方は絶対にしません。

(5)いじめた生徒(加害生徒・保護者への対応)

①生徒に対して

- いじめは、相手の人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させます。
- 被害生徒及びその保護者への謝罪、今後の誓約を行い、損害を与えた部分については、加害生徒の保護者とともに最大限の誠意を尽くすよう指導します。
- いじめの緊急性、重大性に応じて、加害生徒に対して別室指導や出席停止制度を活用して、被害生徒が落ち着いて教育を受ける環境を確保します。
- 重大な犯罪行為については、小金井警察と連携して対応します。
- 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な指導や支援を行います。
- 交友関係、学習・進路、家庭の悩みなどの不安やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、適切な行動を選択できるように指導します。

②保護者に対して

- 事実確認後、直ちに保護者に連絡を取り、事実関係及び学校の指導方針を伝え、今後の対応について確認します。
- 被害生徒、その保護者の不安や怒り、辛い気持ちを伝え、より良い解決が図れるよう導きます。
- 重大な犯罪行為があった場合は、警察とも連携し毅然と対応することを伝えます。
- 被害生徒及びその保護者への謝罪と誓約の会の開催について確認します。

(6)周囲の生徒への対応

- 当事者だけの問題ではなく、学級・学年・学校全体の問題として捉えられるよう指導します。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を伝え続けます。
- はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定するものだとして理解できるよう指導します。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを伝えます。

(7)指導の継続

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行います。
- 双方の生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりと肯定的な関わり方をし、自信を与えます。
- 双方の生徒に対し、心理士や関係機関との連携により、心の安定を図ります。
- 本件を教訓に、日常の指導体制を見直し、いじめ防止の取り組みを強化します。

5. インターネット(情報空間)上のいじめへの対応

教師や保護者は、インターネットの特殊性による危険を十分に認識する必要があります。まず、保護者は、子供が使用している情報通信機器の仕様とその影響に対して監督責任を負います。学校は、正しいインターネットの使い方について、被害者や加害者にならないための具体的な注意について指導する義務を負います。

一旦、被害が発生した場合は、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するとともに、事案によっては警察や情報通信の専門家と連携し対応していきます。

(1) インターネット上のいじめとは

情報通信機器(パソコン、タブレット、スマートフォン等)を利用して、特定の生徒の誹謗中傷、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などによりいじめを行うものです。まずは、インターネット上にどのようなサイトがあり、どのようないじめが行われているか、教師や保護者が理解する必要があります。

- ①電子メール・・・誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送りつける。不適切な文章を送信し、不特定多数の相手に送信を強要する。等
- ②個人掲示板・・・ブログと呼ばれ、日記のように自由に書き込んだり、それに対するコメントをつけたりできるため、第三者の悪口が書き込まれると、不特定多数の人が閲覧できてしまう。
- ③学校裏サイト・・・非公式の学校ホームページを開設し、学校関係者(生徒、教師、部活動コーチ等)の悪口などを書き込む。
- ④会員制交流・・・SNSと呼ばれ、会員に登録した者だけが交流できる。LINEもこれに含まれ、会員登録の承諾をめぐっていじめに発展する場合もある。
- ⑤動画投稿・・・誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮影した動画を投稿するなどが考えられる。
- ⑥短文投稿・・・ツイッターと呼ばれ、不特定多数の人に向けてつぶやくように発信することができるため、安易な悪口を発信してしまいやすい。

(2) インターネットの特殊性による危険

インターネットには、以下に挙げるような特殊な危険が潜んでいます。学校では、情報教育や道徳の授業、学校配布のタブレットの使用に関する指導を行うなかで、それらの危険性にふれ、具体的な対処方法を指導していく必要があります。

- ①匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれます。被害者は、周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると感じるなど、心理的衝撃が大きいものとなります。
→実際はIPアドレスの解析などで、誰が、どこから、いつ書き込んだのかが分かります。
- ②安易に投稿された個人情報や画像は、容易に加工できることから誹謗中傷に悪用されやすく危険です。
→一度流失した画像や投稿は、半永久的に回収は不可能です。

③投稿された画像に位置情報が添付されている場合、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が流失したりしやすくなります。

→ストーカー被害などに発展したり、事件に発展したりする可能性を忘れてはいけません。

④一度拡散された個人情報は回収することが難しく、その後の人生に影響を及ぼす可能性があります。

→進学や就職の時に、応募者の過去の不適切な投稿が検索される場合もあります。

※このような不適切な書き込みなどを発見した場合には、投稿者とその保護者に削除の指導・依頼を行います。

それでも削除されない場合や、投稿者が不明の場合は、掲示板などの管理人や、プロバイダーに削除依頼を行います。改善しない場合は、小金井警察署や、東京法務局立川出張所、法務省の相談窓口にご相談し、削除を依頼します。

(3)国分寺子どもEルール

平成26年11月8日、国分寺市いじめ防止児童会・生徒会フォーラムで検討された、携帯電話などの使い方におけるマナーを啓発するためのルールです。学校でも、これに即した声掛けを継続して行います。

①電子メールや交流機能(SNS)の使い方に関すること

- ・人の悪口は、書かない
- ・個人情報は、書かない(氏名、住所、電話番号、誕生日、写真など)
- ・発信する情報に責任をもつ(嘘は書かない)

②時間に関すること

- ・家族と相談して使う時間を決めよう
- ・本当に必要な時だけ使うようにしよう

③マナーに関すること

- ・家族や友達と話している時はさわらないようにしよう
- ・公共の場で迷惑にならないようにしよう(図書館、病院、電車の中など)
- ・歩いたり、自転車に乗ったりしながら使わない

6. いじめ防止対策委員会の設置

(1)「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に関する措置を実効的に行います。

(2)構成員

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、教務主任、進路学習主任、養護教諭を常任委員とし、その他必要に応じて以下と連携していきます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、国分寺子ども家庭支援センター、小平児童相談所、民生児童委員、主任児童委員、小金井警察署、人権擁護委員

(3)役割

- ①日常の生徒観察及び、定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有を円滑に行えるよう、校内の仕組みを整えます。
- ②いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行えるよう、速やかに対策を講じます。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った生徒及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行えるよう対策を講じます。
- ④いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じます。
- ⑤保護者間のトラブルが起きないように、いじめに関する情報を関係保護者と適切に共有します。
- ⑥関係生徒及び保護者の心理的支援、福祉的支援が必要な場合は、スクールカウンセラーや関係諸機関の指導・助言を得て行います。
- ⑦いじめの内容が、暴行・傷害・恐喝・強要・窃盗・名誉毀損等、犯罪行為に当たる場合は、小金井警察署と連携し対処するものとします。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時には、直ちに小金井警察署に通報し、適切な援助を求める義務があります。
- ⑧いじめを行っている生徒に対して、学校教育法第11条の規定により懲役が必要な場合は、適切な懲戒の方法を講じます。なお、出席停止が必要な場合は、校長判断の下、国分寺市教育委員会に出席停止の措置を求めるものとします。

(4)開催

- 定例会は、毎週行われる運営委員会とし、各学年の実態について情報交換を行うとともに、いじめの調査や報告に基づいた対応を協議します。
- 事案に応じて、緊急招集を行い、緊急対応の方針を定め実行に移します。

7. 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害を生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。(平成 29 年 3 月文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

(1)国分寺教育委員会との連携

- 重篤ないじめを把握した場合には、被害者の命と尊厳を守り抜くことを最優先します。そのため、学校だけで抱え込むことなく、速やかに国分寺市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受けます。
- いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保護するために、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切な懲戒の方法を講ずることを検討します。

(2)小金井警察署との連携

- 学校でのいじめが、暴力行為や恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、早期に小金井警察署に相談し、連携して対応します。
- 生徒の生命、身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに関係機関との連携を進めます。
- 緊急時以外にも、小金井警察署のスクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整えます。

(3)警視庁少年センターとの連携 (立川少年センター: 立川市柴崎町 2-14-10 TEL 042-522-6938)

- いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている生徒のために、心理専門の職員が「秘密厳守」、「無料」で相談に応じてくれます。